

平成 21 年 4 月 22 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2009

課題番号：18530002

研究課題名（和文） アメリカの内部告発者保護制度の比較法的研究

研究課題名（英文） Comparative Study on Legal System to Protect Whistleblowers

研究代表者

寺尾 美子（TERAO YOSHIKO）

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：20114431

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：内部告発者、公益通報者、コンプライアンス

1. 研究計画の概要

アメリカは、先進諸国の中でも、内部告発者に、社会の公益に資する存在としての役割をいち早く見出し、内部告発者保護に取り組む法制を他の国に先駆けて発達させた国である。アメリカにおける内部告発者保護法制の発達を、連邦法、州法にわたり考察し、その特徴を把握するとともに、各論的考察を踏まえた総合的考察を行う。

2. 研究の進捗状況

アメリカの内部告発者の保護法制は、連邦法と州法が存在するだけでなく、一般法と個別法の違いも存在する。こうしたアメリカ法の全体像を、相当程度把握し、比較法的考察を行うための素地を築くことができた。具体的には、まず、この法分野の法の広がりについての全体像を把握する研究を行った。その上で、州法の中心となる、判例法による解雇権濫用法理の発展を調査分析した。連邦法は、個別の制定法によって内部告発者保護を定め、これを連邦の労働法制の制度的手続き的枠組とリンクさせたを制度となっていることが特徴的である。連邦の制定法による内部告発者保護法制の整備は、1972年に制定された Water Pollution Control Act に始まり、環境保護関係、原子力発電関係、公衆衛生関係、公衆安全関係など、多岐に渡る分野で進められた。本研究では、一方ではそれぞれの分野の制度の共通点、相違点を探るとともに、他方において、これらの制度の法運用の実際、別の言い方をすれば、内部告発者保護の法的手続の実際を調査することを進めた。連

邦制度のもとでは、内部告発者である被用者（労働者）の保護は、連邦の労働者保護制度の枠組の中で行われており、労働省の行政法審判官（administrative law judge）が主催する手続が中心となる。そのプロセスが実際にどのように法的に構築されているかの研究を行った。また、こうした連邦の内部告発者保護法制と、州の制度との関係についても、ある程度の研究を行うことができた。こうした連邦法の個別法の研究およびその実際の運用（労働者保護行政の手続を通じた個別法の実現）について研究を進めることができた。

3. 現在までの達成度

おおむね順調にすすんでいる。

当初計画したように研究は進んでいるといえる。しかし、現在収集した資料の分析、総合的考察をしている段階で、研究に成果の一部の公表に留まっていることが残念である。

4. 今後の研究の推進方策

これまでの研究活動で行った研究の成果を取りまとめるとともに、これまでの研究を通じて浮かび上がってきた、アメリカに特徴的な qui tam action（刑事的民事訴訟）につき研究を深める。

5. 代表的な研究成果
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔図書〕(計 1 件)

寺尾美子、ミネルヴァ書房、「アメリカ社会と内部告発」『個人と国家のあいだ<家族・団体・運動>(シリーズ・アメリカ研究の越境第4巻)』、2007年、305ページ